

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針

令和 2 年 4 月 3 日農林水産物・食品輸出本部決定
一部改正 令和 3 年 4 月 9 日農林水産物・食品輸出本部決定
一部改正 令和 4 年 9 月 13 日農林水産物・食品輸出本部決定
一部改正 **令和 7 年 6 月 17 日農林水産物・食品輸出本部決定**

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針を定める。

第 1 農林水産物及び食品の輸出を促進するための施策に関する基本的な方向

1 農林水産物及び食品の輸出を促進する意義

我が国においては、少子高齢化に伴う人口減少により、食の市場規模が縮小傾向にある。一方、世界の食市場の規模は、世界人口の増加等に伴い、アジア、欧米を中心に拡大し、令和 2（2020）年の約 900 兆円から令和 12（2030）年には約 1,500 兆円、更に令和 22（2040）年には約 1,800 兆円と倍増する見込みである。

令和 6（2024）年には、「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 44 号）が施行され、25 年ぶりに改正された食料・農業・農村基本法において、人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、拡大する海外市場を獲得し、農業生産基盤の維持及び食品産業の発展を通じて食料安全保障の確保を図るとの考え方の下、輸出に係る規定が拡充され、食品産業の海外展開の促進に係る規定が新設された。これらを踏まえ、農林水産業者及び食品事業者の収益性の向上に資するよう、農林水産物・食品の輸出の促進を図ることが重要である。

2 農林水産物及び食品の輸出に関する課題

我が国の農林水産物・食品の輸出の更なる拡大を図るためには、需要拡大の取組と供給力向上の取組を車の両輪として一体的に実施する必要がある。その際には、大胆な施策と、輸出された農林水産物・食品が輸出先国（我が国から輸出される農林水産物又は食品の仕向地となる国又は地域をいう。以下同じ。）の市場に実際に届くところまで配慮するきめ細かな目線の双方が重要である。

また、農林水産物及び食品の輸出に際しては、輸出先国ごと、品目ごとに、食品衛生、動植物検疫などの様々な規制があり、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制が継続されているほか、各国・地域の衛生・検疫等の条件が輸出の障壁となる場合が引き続き見られているため、これらの規制に対応したものでなければ輸出できないが、輸出可能な国・地域や品目を拡大し、更に輸出を拡大していくためには、輸出先国の規制に関する政府機関等との協議や国内の体制整備が必要となる。一方、輸出先国との協議に必要な人的リソースが限られており、効率的・戦略的な協議を実施する必要がある。

加えて、輸出先国の規制は、輸出される物自体についての条件だけでなく、その生産区域や加工施設等についての条件も定められる場合がある。このように、農林水産

物及び食品については、複雑な規制があり、事業者にとって分かりにくく、また、国内販売に要するコストに加えて、施設認定や輸出証明書発行等のコストが発生しており、輸出の阻害要因となっている。

また、これまでの輸出事業は、生産者が国内市場向けに生産した製品の余剰品を、輸出できる国・地域だけに輸出するビジネスモデルが主流であった。しかし、そうした輸出事業では、そもそも日本の農林水産物・食品への認知度が低く、しばしば日本人と異なる嗜好を持つ海外の消費者に求められる製品は限られる。海外現地での販路も、現地が要求するスペック（量・価格・品質・規格・認証。以下同じ。）で継続的に提供できなければ一般小売店の棚を確保できないため、日本の農林水産物・食品を積極的に調達しようとする日系・アジア系の小売店・外食等に限定されているのが実態である。世界の農林水産物市場が拡大する中で、輸出増のポテンシャルは高いものの、こうした壁を打破し、海外市場に商流を拓き新たな稼ぎ方を常に模索し続けなければ、拡大する海外市場に広く浸透していくことは困難である。

さらに、海外からの収益を得る手段としては、輸出に加えて、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費も重要であり、いずれも経常収支黒字に寄与する。食品産業の海外展開については、食品産業の発展のみならず、原材料となる日本産食材の使用や日本食・食文化の理解促進等を通じて輸出拡大に貢献する。また、インバウンドによる食関連消費の拡大は、日本の食に対する海外からの需要という点で、輸出と同様、農林水産業・食品産業に裨益するとともに、日本食・食文化の魅力の発信を通じて、輸出拡大につながる。このような「海外から稼ぐ力」を強化するため、輸出促進施策と併せて、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果の発揮を図る必要がある。

3 施策の基本的な方向

農林水産物・食品の輸出額を令和 12（2030）年に 5 兆円とする目標の達成に向けて、輸出を大幅に拡大するためには、海外市場で求められるスペックの製品を専門的・継続的に生産・輸出し、あらゆる形で商流を開拓する体制の整備が必要である。換言すると、生産から現地販売までのバリューチェーン全体を、「プロダクトアウト」から「マーケットイン」に徹底的に転換する必要がある。さらに、一層の輸出拡大を図るためには、日本産食材の調理法の教育、日本食・食文化の現地普及やインバウンドによる食体験等の取組を組み合わせる形で新たな市場を創造する「マーケットメイク」を図ることが鍵となる。

このため、輸出重点品目の選定、農林水産物・食品輸出促進団体の認定・支援、輸出支援プラットフォームを始めとする海外における国等の支援体制の整備、JETRO、JFOODOによる事業者の支援、輸出先国の規制・ニーズに対応した生産・流通への転換、国内から現地まで一貫してつなぐ戦略的なサプライチェーンの構築、知的財産の保護・活用、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大等を推進する。

さらに、世界の通商環境が不透明化する中であっても輸出を安定的な稼ぎとするた

めには、輸出構造を強靱化することが重要である。このため、農林水産業・食品産業の生産性の向上、ブランド化等による高付加価値化を進めるとともに、輸出先が特定の国・地域に過度に偏ることのリスクを回避できるよう、非日系市場や未開拓の有望エリアなどの新市場を開拓し、輸出先の多角化を進める。

また、農林水産物・食品輸出本部（以下「本部」という。）の下で政府が一体となって、東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制の緩和・撤廃を始めとした輸出先国の政府機関等との協議の加速化、輸出に必要な証明書発行、区域指定、施設認定等の輸出手続の円滑化、輸出先国の規制に関する情報提供や輸向向けの施設整備の支援等による事業者の支援、輸出証明書の申請・発行の一元化、輸出相談窓口の利便性向上、生産段階での食品安全確保への対応強化等を推進する。

加えて、農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」の強化に向け、令和12(2030)年に食品産業の海外展開による収益額を3兆円、インバウンドによる食関連消費額を4.5兆円とする目標を達成すべく、取組を強化する。

これらの取組を進め、輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を効果的・効率的に強化するため、本部において、省庁横断的な輸出先国の政府機関等との協議の状況や、輸出を行う事業者の支援、具体的な担当省庁等を明記した実行計画（法第14条第1項に規定する実行計画をいう。以下同じ。）を作成し、毎年、進捗管理を行い、早期の実行を推進する。

第2 農林水産物及び食品の輸出を促進するために必要な輸出先国の政府機関が定める輸入条件についての当該輸出先国の政府機関との協議に関する基本的な事項

1 輸出先国の規制に関する協議の実施体制

輸出先国の政府機関等との協議は、食品衛生、動植物検疫等の分野を横断して政府一体となって行う必要がある。このため、閣僚レベルでの協議は、本部長であり輸出促進や動植物検疫を担当する農林水産大臣が中心となり、国内における食品衛生を担当する厚生労働大臣、酒類業等を所管する財務大臣、外交政策を担当する外務大臣、通商政策を担当する経済産業大臣等の関係大臣の協力を得て行う。事務レベルでの協議は、本部長である農林水産大臣の指揮の下、本部の事務局を担う農林水産省が中心となり、関係省庁（在外公館等を含む。）と連携して行うこととし、輸出先国の政府機関等との協議の内容に応じて、協議の実施体制を整える。

2 輸出先国の規制に関する情報の収集と分析

輸出先国は、農林水産物及び食品に関して、食品衛生、動植物検疫、水産物等の資源管理、表示等に関する様々な規制を設けている。こうした輸出先国ごとの規制について、農林水産省が、関係省庁（在外公館等を含む。）、JETROを始めとした関係機関の協力を得て、輸出先国による公表情報やWTOへの通報、二国間での情報収集など、多様なルートを通じて網羅的に情報を収集し、分析する体制を整備する。

3 輸出先国の規制に関する協議

農林水産省と関係省庁は連携して、我が国の農林水産物及び食品の輸出に対して国際的・科学的な見地から合理的な水準を超える規制を設けている輸出先国に対して、国内の体制整備に加えて、我が国の科学的根拠に基づく食品衛生等の管理体制について説明することにより、その規制の緩和及び撤廃に向けた協議及び働きかけを行う。

特に、輸出先国がより厳格な規制を新たに導入しようとする場合には、規制が導入される前に、農林水産省が関係省庁や関係機関の協力を得て、規制に関する情報の収集、協議及び働きかけを行う。

また、我が国から輸出する農林水産物又は食品について、輸出証明書（衛生証明書、自由販売証明書、放射性物質検査証明書等、漁獲証明書等をいう。以下同じ。）の発行を求める輸出先国の政府機関等に対しては、農林水産省は、輸出証明書の発行を法に基づく登録発行機関に行わせることができるよう協議を行う。

加えて、我が国から輸出する農林水産物又は食品の加工施設等について規制を設けている輸出先国の政府機関等に対しては、農林水産省は、規制に適合する加工施設等の認定等を法に基づく登録認定機関に行わせることができるよう協議を行う。

4 輸出先国の政府機関等との戦略的な協議の実施方針

農林水産省及び関係省庁は、国際的・科学的な見地から、輸出先国による科学的に必要な限度を超える規制の早期緩和・撤廃を目指して、限られた時間や人員などのリソースを活用して効果的・戦略的に協議を進めるため、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国及び品目から優先的に協議を行う。

具体的には、

- ① 我が国における生産量・額が高く輸出の見込みがあること
- ② 輸出支援プラットフォームを含む在外公館、JETRO海外事務所等の海外現地関係者による現地でのニーズ調査等により、輸出先国における需要が強く継続的な輸出が見込まれること
- ③ 認定農林水産物・食品輸出促進団体（以下「認定輸出促進団体」という。）、大規模輸出産地、農林水産業者又は食品事業者から強い輸出の意向が示されていること
- ④ 輸出先国の政府機関等との他の協議事項も鑑み早期に協議が整う可能性が高いこと

等を総合的に勘案して、本部が作成する実行計画に盛り込む。

また、特に市場規模が大きい中国について、あらゆる機会を捉えて、東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制の撤廃や牛肉の輸出再開、精米の輸出拡大等を目指す。

5 輸出先国の規制に関する協議の方法

輸出先国の政府機関等との協議に当たっては、輸出先国の規制に関連する情報の収集や分析を行い、国内において規制に対応する体制を整備する。規制については、4における戦略的な協議の実施方針を踏まえつつ、科学的に合理性があることを前提に、当該輸出先国から我が国への食品衛生・動植物検疫等に関する要請を勘案して協議す

るだけでなく、輸出先国に関連する事項との連携や活用を積極的に行う。

また、国際的・科学的な見地から合理的な水準を超える規制については、輸出先国とのバイ協議及び働きかけだけではなく、関心を共有する第三国との連携、マルチ協議の場における提起や国際基準への反映も含めて、戦略的に対応する。

第3 輸入条件に適合した農林水産物及び食品の輸出を円滑化するために必要な証明書の発行その他の手続の整備に関する基本的な事項

1 証明書発行、区域指定及び施設認定の実施体制

輸出先国から求められる輸出証明書の発行、生産区域の指定及び加工施設等の認定については、国は、以下の分担関係に基づいて実施する。

- ① 輸出先国から我が国の食品衛生当局の対応が求められる場合、並びにと畜場及び食鳥処理場に関するものは、厚生労働大臣
- ② 酒類又はたばこに関するものは、財務大臣
- ③ 上記以外の場合は、農林水産大臣

また、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）は、輸出先国が都道府県等の対応を認めている場合に、法に基づき主務大臣が定める手続をそれぞれの都道府県等が適切に実施できると判断するものについて対応する。都道府県等が対応する場合の申請窓口について、農林水産省が取りまとめてインターネットを活用して公表する。都道府県等が適切に事務を実施できるよう、国は都道府県等を支援するとともに、事業者からの輸出拡大に繋がる具体的な要望があれば、国と都道府県等が分担関係を調整し、その調整において都道府県等が遅滞なく事務を行うことができない客観的な理由があるときには、国が直接事務を行うこと等により、事業者の不便とならないよう対応する。

農林水産省は、輸出先国から民間機関による輸出証明書の発行又は施設認定等が求められる場合には、専門的な知見を有する民間の検査機関から申請を受けて登録発行機関又は登録認定機関として登録し、輸出証明書の発行又は輸出のための施設認定等を行わせることにより、手続の迅速化を図るとともに、登録発行機関及び登録認定機関への支援を行う。

2 証明書発行、区域指定及び施設認定の円滑化

生産区域の指定及び加工施設等の認定を円滑かつ迅速に進めるとともに、特に鮮度が重視される農林水産物及び食品については、その特性を踏まえ、輸出先国から求められる輸出証明書の発行を迅速に対応する。

水産物の輸出拡大のために必要となる生産海域の指定など区域指定については、輸出に取り組もうとする農林水産業者又は食品事業者の要望を尊重しつつ、農林水産省と都道府県等が連携して、早期の指定を行うとともに、指定後に必要となるモニタリングについても円滑に行う。

施設認定については、協議中の案件を農林水産省が把握し、実行計画に盛り込む。また、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和7年5月改訂。以下「輸出拡大実行戦略」という。）で設定したHACCP対応施設などの整備目標に基づき計画的な施設整備に向けた支援を行

うとともに、施設整備が完了後、速やかに施設認定を行い、円滑に輸出が開始できるよう、農林水産省は、施設整備の段階から、厚生労働省、都道府県等、事業者等と施設の整備状況と施設認定に必要な課題等を共有し、施設認定の課題を解決するための協議の場を設ける。

さらに、個々の施設整備は、各輸出産地が認定を受ける輸出事業計画に反映し、施設整備を具体的な輸出につなげる。

3 証明書発行、区域指定及び施設認定の手續の明確化

主務大臣が輸出先国別・品目別に定める輸出証明書の発行、生産区域の指定及び加工施設等の認定の具体的な手續について、農林水産省は、分かりやすい一覧を整備しインターネットで公表するとともに、手續に変更があった場合は迅速に把握し情報を更新する体制を整備する。その際、事業者に対して輸出先国の規制に関する網羅的な情報提供を進める観点から、本法に基づく手續に限らず、動植物検疫等に関する情報も含めて提供する。

4 申請等に関する事業者の利便性の向上

輸出先国から提出を求められる輸出証明書について、ICTを活用して、農林水産省のみならず関係省庁や都道府県等も含めて、原則全ての種類の輸出証明書を対象とする一元的な輸出証明書発給システムの運用を開始した。輸出証明書発行の電子化について、引き続き、現在電子媒体で輸出証明書の発行を行っている事例を他の輸出先国でも適用できるように働きかけるとともに、輸出証明書発行に係るシステム連携を求める輸出先国に対してその条件についての協議を行う。また、登録発行機関に対しても、同システムに参画するよう促す。

加えて、農林水産省及び経済産業省は、原産地証明書の取得に当たっての運用改善を図ることにより、EPAの特恵利用を促進する。

第4 農林水産物及び食品の輸出を行う事業者の支援に関する基本的な事項

1 事業者からの相談に関する事業者の利便性向上

輸出に取り組もうとする事業者が円滑に輸出先国の規制に対応できるよう、農林水産省は、輸出先国の様々な規制や国際環境の変化に伴う原材料、原油、輸送費等の高騰を始め輸出に影響を与える様々な要因に関する最新の情報を収集するとともに、ICTを活用した情報システムや講習会等を通じて、農林水産業者及び食品事業者に分かりやすく情報提供する。

また、農林水産省に、一元的な相談窓口を設置し、事業者からの様々な相談に対応する。農林水産省は、関係省庁や関係機関、都道府県等に寄せられる輸出に係る相談について、情報の秘匿性にも留意しつつ、ICTを活用して管理することに加えて、関係省庁や関係機関、都道府県等と共有できるネットワークも構築して積極的な対応を推進する。

2 輸出事業計画の認定等を通じた事業者・産地への支援

農林水産物及び食品の輸出拡大のためには、輸出先国の規制や様々なニーズに対応

したマーケットインの発想に基づく農林水産物・食品を十分に生産することが重要である。このため、輸出を主たるターゲットとする農林水産業者、食品事業者及び産地（輸出産地ごとに、生産・流通・輸出販売に取り組む関係事業者が連携したコンソーシアムを含む。）を育成・支援・展開する。具体的には、WTO協定との整合性に留意しつつ、GFP（農林水産物・食品の輸出プロジェクト）における支援、主として輸出向けの生産を行う輸出産地の形成、食品事業者等が行う施設整備などの基盤強化等に対する支援、牛肉・果実・水産物などの生産基盤の強化、その他事業者が輸出を円滑に行うための環境を整備するための支援等を強化する。

また、農林水産大臣は、事業者から、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業の内容を記載した輸出事業計画の提出を受けたときは、当該計画の内容が、輸出先国の規制に対応して法に基づく施設認定等の対象となる場合のみならず、輸出先国が事業者を求める残留物質基準やハラール認証等に対応する場合や、輸出先のニーズに対応するために、GLOBALG. A. P. やMSCなどの民間認証、国際標準等への対応や有機JASの取得を行う場合も含めて、輸出額の増大を図るものであると認めるときは、認定をするものとする。認定を受けた事業者に対して、事業者の行う設備投資に必要な資金、長期運転資金等について株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）による融資等の対象とするほか、輸出促進に関する予算措置による優先的な支援や輸出事業用資産に係る所得税・法人税の特例（割増償却）による後押しを行う。

また、輸出促進には海外における販売体制の強化が不可欠であり、輸出事業計画の認定を受けた事業者については、販売促進のための海外事務所の創設について公庫による融資の対象とする。加えて、現地海外子会社等が海外現地金融機関から現地流通通貨での資金調達を円滑に行えるよう、公庫が債務保証を行うスタンドバイ・クレジット制度により支援する。

また、輸出産地について、品目の特性や産地の実情に応じて、輸出事業計画のスキームの下、産地ごとの輸出目標やその実行のための課題と対策を明確化する。

さらに、国は、輸出事業計画の認定を受け、国の支援を受ける事業者に対して、毎年、輸出実績を報告させることにより、それぞれの輸出実績を把握し、支援の効果を検証し、必要な措置を講ずる。

3 加工・プロモーションによる高付加価値化や物流効率化等の推進

我が国の農林水産業者及び食品事業者の「稼ぎ」を拡大するため、賞味期限を長期化し高付加価値化も可能となる加工品の輸出、輸出用包材の規格化や出荷単位の大口化等を通じた物流の効率化・高度化、バリューチェーン全体で収益力向上を図るための生産・加工・流通・プロモーション/マーケティング・販売の連携や協業の強化、我が国産の規格の普及、農林水産業者及び食品事業者と輸出先国の市場をつなぐ輸出商社の活動、インバウンド消費と輸出の相乗効果を高める取組を推進する。

また、地域の輸出向け加工食品の開発や輸出の取組等を支援するため、地域の輸出に取り組む加工食品事業者との協力体制（加工食品クラスター）を構築する。

さらに、輸出先国のニーズや規制に対応する事業者が連携して取り組む大ロット・

高品質・効率的な輸出を後押しするため、農林水産省と国土交通省との連携の下、港湾や空港の利活用、輸出のための集荷等の拠点となる物流施設の整備・活用、海外におけるコールドチェーンの拠点整備・確保等を推進する。

4 輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化

在外公館等、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを米国、EU、タイ等の10か国・地域に設置している。輸出支援プラットフォームは、現地で食品産業等に精通した人材を雇用・確保し、輸出先国の現地において輸出事業者等を包括的・専門的・継続的に支援する。さらに今後、海外に進出した食品事業者等に対する現地での伴走支援など、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた取組を強化し、輸出拡大との相乗効果を発揮するため、輸出支援プラットフォームにおいて必要な体制の充実を図る。輸出支援プラットフォームは、現地展開している事業者や現地の日本食レストランなどと輸出支援プラットフォーム協議会（以下「協議会」という。）を設け、協議会と協力して以下の取組を実施する。

- (1) 輸出先国の規制、消費者の嗜好、ニーズなどを「カントリーレポート」としてまとめ、輸出を目指す事業者等に対して必要な情報を提供する。
- (2) 現地系スーパーでの商流構築に向けたプロモーション等、協議会を中心とした現地主導での新市場開拓のための取組を推進するとともに、地方公共団体によるプロモーション活動を把握し、現地ネットワークを活用して、オールジャパンでのプロモーション戦略を立案する。
- (3) 輸出先国に輸出のための現地法人などの拠点を設ける事業者について、現地広告代理店と連携した効果的な広告や販促ツールの提供、現地法律事務所と連携した法的アドバイスの提供等を通じて支援する。
- (4) 日本産食材の取扱いがない日本食レストラン等と連携して、日本産食材の新たな販路開拓につながる取組を推進する。
- (5) 現地のビジネス習慣や法規制等に関する専門的知識について、輸出先国・地域においてアドバイスを行う支援体制を整備する。
- (6) 疑義情報受付窓口を設置し、事業者等からの模倣品対策の相談に対応するとともに、模倣品に関する情報を海外当局に通報する等の取組を強化する。

また、JFOODOは、外部有識者の専門的視点からの検証・助言を受けつつ、消費者向けプロモーションと商流構築との連動の強化、ターゲットとする輸出先国における現地体制の強化、事業活動の企画の現地化を進めることにより、新市場を中心として、海外市場の消費者向けに日本の農林水産物・食品の魅力を効果的に伝える。

さらに、国は、ターゲットとする輸出先国ごとの規制等の情報を収集し、認定輸出促進団体等と協力して輸出事業者へ提供するとともに、認定輸出促進団体等による現地での海外の商流との連携強化を支援する。このような輸出支援を行うため、政府全体としての課題を整理した上で、外務省、農林水産省等の関係省庁は、輸出支援プラットフォームや在外公館などの役割の強化など現地における支援体制を強化する。

第5 農林水産物・食品輸出促進団体の支援に関する基本的な事項

1 輸出重点品目の設定と当該品目ごとの農林水産物輸出促進団体の組織化の推進

我が国の農林水産物・食品全体の輸出を伸ばすためには、我が国が強みを持つ品目を中心に輸出を加速させ、その波及効果として全体の輸出額を拡大させることが必要である。

このため、国は、海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目を輸出重点品目として選定し、当該品目ごとに全世界及び主要な輸出先国ごとの輸出目標を定める。また、当該品目について、生産・流通・輸出販売等に取り組む関係事業者と緊密な連携の下、①輸出先国の市場・輸入条件等の調査・研究、②商談会への参加、広報宣伝等による需要開拓、③輸出に関する事業者への情報提供等の取組を実施する農林水産物・食品輸出促進団体の組織化を支援するとともに、認定を速やかに進める。

2 認定農林水産物・食品輸出促進団体に求められる要件

農林水産大臣又は財務大臣は、法令に規定された要件のほか、以下の基準に適合する法人である農林水産物・食品輸出促進団体を認定する（財務大臣がする認定は、酒類に係る団体に関するものに限る。）。

- (1) 認定を受けようとする農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類は、海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目であること。このため、これらの品目は、基本的に、輸出拡大実行戦略において選定されている輸出重点品目であること。
- (2) オールジャパンとしての取組を進めるため、農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類は、基本的に、他の認定輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類ではないこと。
- (3) 輸出促進業務の対象となる農林水産物又は食品の種類について、認定を受けようとする農林水産物・食品輸出促進団体の構成員（構成員が団体の場合にあつては、当該団体の構成員を含む。）の輸出額又は輸出量が、当該農林水産物又は食品の輸出額又は輸出量の相当程度を占めていること等、業界全体を代表しオールジャパンとしての取組を実施できる体制を有し、ジャパンプランドの確立・向上等、日本全体で取り組むメリットをいかして輸出促進業務を行うこと。
- (4) 輸出促進業務の実施に当たり、農林水産物又は食品の生産から販売に至る一連の行程における事業者（農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者に限る。）が構成員に含まれている、又は、一連の行程うち一部の行程における事業者が構成員に含まれていない場合には、当該行程における事業者の意見を聴く体制としていること。
- (5) 農林水産物・食品輸出促進団体が有する農林水産物又は食品の輸出の拡大に向けた中期的な計画が、輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類に関する輸出拡大実行戦略の内容を踏まえたものであること。
- (6) 輸出促進事業を実施するために必要な自己財源の確保に向けた方針を有していること。

(7) 事業年度ごとに輸出促進業務の取組内容を主務大臣に報告する意思があること。

3 認定農林水産物・食品輸出促進団体の機能強化

認定輸出促進団体は、一層の輸出拡大の実現に向け、1の①から③の必須業務に加え、任意の業務として、鮮度保持に必要な温度管理、輸送時の腐敗防止技術及び輸送効率化に向けた包材等の輸出拡大に効果的な業界規格の策定に積極的に取り組む。

また、認定輸出促進団体は、国では行えない細やかな業界支援のため、輸出のための取組を行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる任意のチェックオフも含め自主財源の増加に取り組むよう努め、国は、他の輸出先進国の義務的チェックオフ制度なども参考にしながら、財源の充実強化に向けた検討を進める。

4 農林水産物・食品輸出促進団体への支援

J E T R Oは、特に認定輸出促進団体の主体的活動を効果的に支援するよう、運営審議会農林水産物・食品輸出促進分科会において、認定輸出促進団体等の要望をJ E T R Oの輸出支援業務に反映するための意見交換を行い、連携を強化する。J F O O D Oは、輸出重点品目の国・地域別目標の実現のため、プロモーションの専門機関として、同団体等のマーケティング戦略の策定・実施を支援するとともに、同団体等と連携したオールジャパンでのプロモーションを推進する。

加えて、認定輸出促進団体に対しては、民間金融機関からの借入れに対する債務保証による資金調達の円滑化を図るとともに、独立行政法人農林水産消費安全技術センターは、認定輸出促進団体が実施しようとする包装や品質に係る規格策定について専門家の派遣等により協力を行う。

また、国は、認定輸出促進団体が、業界関係者共通の輸出課題の解決を始めとした、非競争分野における活動を通じて、オールジャパンの輸出拡大を実現できるよう、活動強化に向けた支援を行う。

第6 日本農林規格等に関する法律第2条第4項に規定する同等性の承認を得るための施策、同条第2項に規定する日本農林規格を同法第72条第2項に規定する国際標準とすることに関する施策その他の農林水産物及び食品の輸出を促進するために必要な規格の整備並びにその普及及び活用の促進に関する基本的な事項

1 同等性の承認を得るための施策

認定輸出促進団体から同等性交渉を行うよう申出があった品目及び国・地域については、農林水産省を始めとする関係省庁が連携し、同等性交渉を進める。また、有機食品を始めとする、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に資する分野についても、輸出が見込まれる国・地域との同等性交渉を進める。特に有機酒類については、財務省及び農林水産省が連携し、米国や英国等と有機酒類の同等性交渉を進めており、早期の相互承認を目指す。

2 日本農林規格等を国際標準とするための施策

日本の農林水産・食品分野の国際競争力強化に資するよう、関係事業者・団体及び農林水産省等の関係省庁から成る官民連携の体制を構築し、日本の農林水産物・食品

の輸出促進に資する J A S を選定し、戦略的に国際標準化に取り組むなど、日本の規格・標準の国際標準化に取り組む官民の体制を強化する。農林水産省等の関係省庁及び関係事業者は、国際標準化機構（I S O）を始めとする国際標準を策定する会議に参加し、農林水産・食品分野の日本発の新規規格を提案するとともに、日本の提案への各国の賛同獲得に向けた活動等必要な取組を進める。また、関係事業者による J A S の国際標準化の取組に資するよう、農林水産省等の関係省庁は関係事業者が行う国際標準原案の開発・提案等を支援するとともに、国際標準化に関する普及・啓発、人材育成といった環境整備を進める。

第 7 輸出先国と相互に特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第 2 条第 2 項に規定する特定農林水産物等の名称の保護を図ることその他の農林水産物及び食品の輸出を促進するために必要な知的財産基本法第 2 条第 1 項に規定する知的財産の保護及び活用に関する基本的な事項

我が国の農林水産物・食品は、農林水産業者等及び地方公共団体、試験研究機関の関係者等の高品質・高付加価値なものを作る技術やノウハウ、我が国の食文化や伝統文化等の「知的財産」によって、他国・地域に類を見ない特質・強さを有しており、輸出拡大を進めていく上では、知的財産の保護により模倣品の流通を防ぐことや知的財産の活用により日本のブランド製品の付加価値を高めていくことが不可欠である。このため、国は以下の取組を進める。

1 地理的表示

地理的表示（以下「G I」という。）保護制度は、製品の品質、社会的評価等の特性・ブランドを「見える化」し、それを保護・活用することにより、模倣品の排除だけでなく、製品への信頼や認知の向上等につながり、取引の増大、輸出の拡大に寄与し得るものである。このため、輸出を指向する多様な製品の G I 登録を推進する。

また、G I 製品は、ツーリズムとの親和性が高いことから、インバウンドを効果的に活用し、食関連消費の拡大につなげるとともに、海外へ魅力を訴求することで、輸出拡大につなげる。

さらに、輸出拡大に取り組む G I 製品の増加に向け、輸出拡大や高付加価値化の取組における G I の活用状況を分析し、優良事例の横展開を図る。

加えて、G I の相互保護については、輸出先国における G I 保護制度の状況等を勘案し、各国と相互保護の枠組み作り等の交渉を戦略的に進める必要がある。我が国と同等の G I 保護制度を有する国・地域として、現在、E U 及び英国と相互保護を行っているが、有望な輸出先国については相互保護の枠組み作りに向けた必要な働きかけを進めていくとともに、相互保護の枠組みが形成されるまでの間は当該国における G I 等の登録を推進する。

2 植物新品種

育成者権者が、海外持出制限や農業利用に限定した許諾管理を徹底し、登録品種を適切に管理することで、流出防止を進めるとともに、海外への流出時において育成者権者が栽培の差止め等の権利を行使できるよう海外における育成者権の取得等を推進する。

こうした保護の徹底と併せて、輸出に寄与する戦略的な海外ライセンスを推進し、①日本産の端境期を海外ライセンス生産で補完しターゲット市場においてジャパンブランドの周年供給が可能な体制を構築することにより、農業者の直接的な「稼ぎ」につなげるとともに、②海外からロイヤルティを得て、品種の管理、産地化・ブランド化、更なる優良品種の育成・産地への導入に還元することにより、農業者の将来的な「稼ぎ」につなげる取組を推進する。これらの取組を担う育成者権管理機関の早期立上げ・早期事業化を進める。

また、UPOV（植物新品種保護国際同盟）未加盟国の品種保護制度を整備するとともに、UPOV加盟国との審査協力を推進する。

3 和牛遺伝資源

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に基づき、譲渡契約の締結促進等による不正競争防止の取組を推進する。また、家畜改良増殖法に基づき家畜人工授精所への立入検査を実施し、適正な流通管理の徹底を図る。さらに、同法に基づく家畜人工授精所からの報告等の電子化を推進し、都道府県による国への報告事務の負担軽減を図る。これらの取組の推進により、家畜遺伝資源の不正な海外流出の防止を図る。

第8 上記のほか必要な施策に関する事項

1 食品産業の海外展開

食品産業の海外展開は、海外子会社の利子・配当等による日本本社の利益拡大や企業グループ全体の価値向上等を通じて、食品産業の発展や経常収支黒字の拡大に寄与しており、輸出の拡大とともに、食品事業者の海外進出を促すことが重要である。

食品産業の海外展開を推進するに当たっては、現地のニーズを踏まえたサポートを実施すべく、経済産業省、JETRO等が実施する業種横断的な支援施策との有機的な連携も図りつつ、日本産食品の普及・浸透の度合いやビジネス環境といった現地市場の特徴や、事業者の海外進出ステージ（進出検討期、事業立上げ期、事業拡大期等）に応じた国内外での伴走支援体制を整備する。

2 インバウンドによる食関連消費の拡大

インバウンドによる食関連消費額は、令和6（2024）年2.3兆円であり、農林水産物・食品の輸出額を上回る規模の「海外からの稼ぎ」となっている。また、日本で本場の日本食の魅力を体験した外国人が帰国後に日本の農林水産物・食品の需要を拡大することも期待される。インバウンドによる食関連消費を拡大し、輸出拡大との好循環を形成する上では、都市部や主要な観光地だけでなく、農山漁村の誘客につなげることが地方創生の観点から重要であり、そのためには地域の魅力ある食材や歴史・文化をひとつのストーリーとして訴求していく必要がある。

このため、インバウンドによる食関連消費の拡大に向けて、海外への日本食プロモーション、バイヤー招へい等の輸出施策を連動させつつ、訪日前（旅マエ）、訪日旅行中（旅ナカ）、帰国後（旅アト）のそれぞれの段階について、観光庁等の関係省庁の相互連携の下で施策を講じる。

3 産地における各種規制への対応及び環境負荷低減

海外の残留農薬基準等に適合する防除体系への見直しや有機栽培への転換等を進めるほか、減農薬栽培や天敵の導入、抵抗性品種の開発等を推進する。また、世界的に持続可能な社会への意識が高まり、多くの消費者が環境に優しい産品を求め、各国とも化学農薬等の使用削減や有機農業の拡大等に力を入れているため、マーケットインの発想に基づき、みどりの食料システム戦略及び「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減の取組を進め、海外の消費者が求める有機食品等へのニーズに戦略的に対応していく。

4 国の組織体制の強化

農林水産省輸出・国際局は、農林水産省の輸出関係予算を一元的に管理し、農林水産物・食品の輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化に資するものとなっているかをチェックするとともに、具体的な成果目標を設定し、その執行においては、具体的な輸出拡大につながっているか不断の検証と見直しを行う。

加えて、組織として知見が的確に蓄積され効果的な施策が継続して実施されるような体制を整備するとともに、知見と専門性を有する職員を育成する。

第9 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画

本部は、農林水産省及び関係省庁が把握した輸出先国における輸入規制に関する課題、輸出先国の規制・ニーズに対応した生産・流通への転換、国内から現地まで一貫してつなぐ戦略的なサプライチェーンの構築、海外における国等の支援体制の整備、JETRO、JFOODOによる事業者の支援、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大等のうち、計画的に取り組むべき事項について、担当省庁、措置の内容、実施期間等を実行計画として定める。本部は、実行計画に基づき、輸出促進に向けた課題解決等の進捗管理を行い、早期実行を推進する。また、実行計画の作成及び変更に当たっては、認定輸出促進団体の意見を聴くものとする。

第10 基本方針の見直し

法の施行後おおむね5年を目途として検討を加え、見直しを行う。ただし、情勢の変化等により必要があると認めるときは、機動的に見直しを行う。